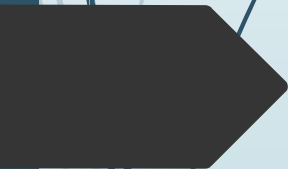


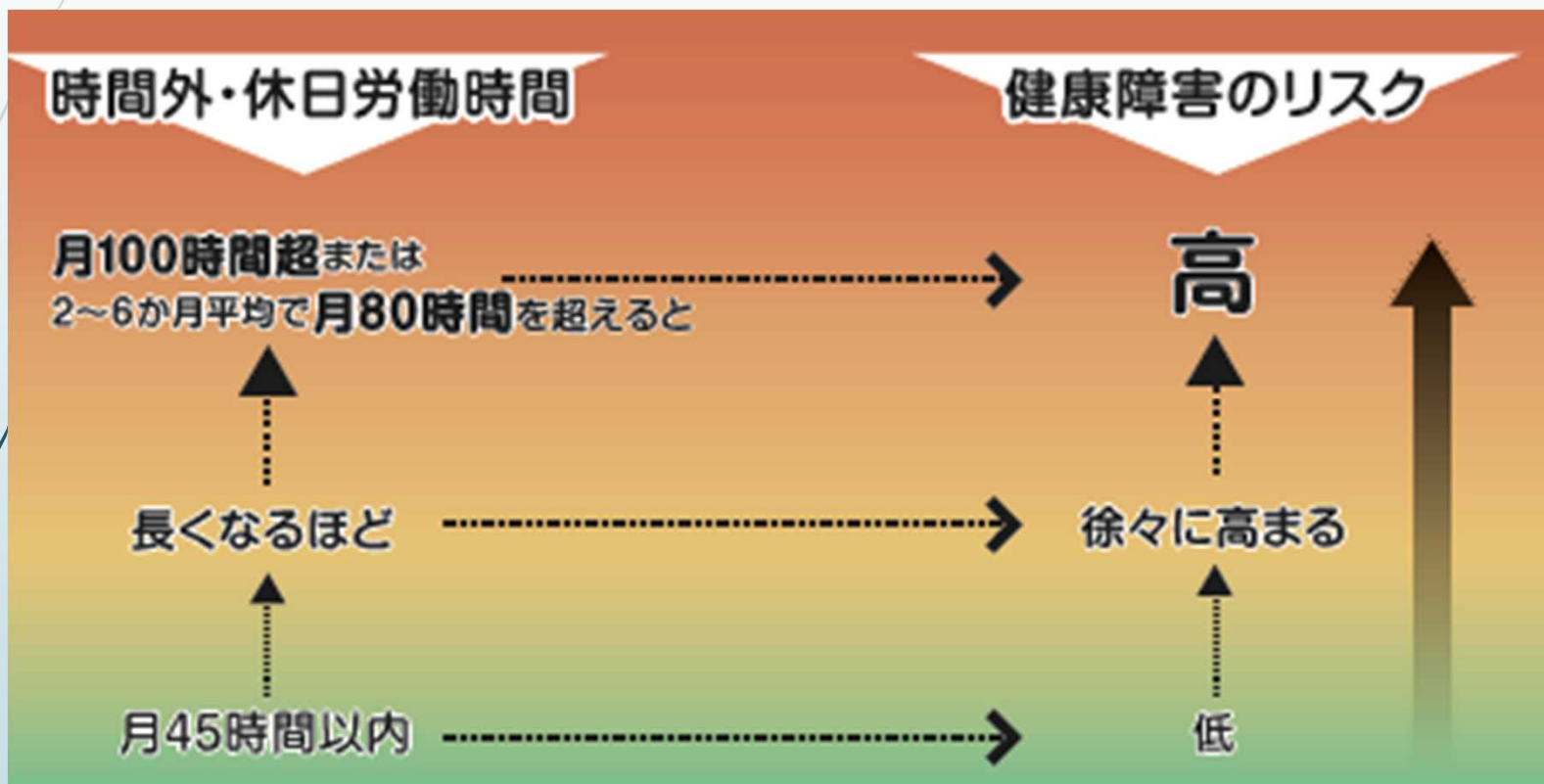
～働き方改革関連法および労働時間等に関する講習会～

過重労働による健康障害防止について



小田原労働基準監督署 労働時間相談・支援班

時間外・休日労働時間と健康障害のリスクについて



時間外・休日労働時間数について

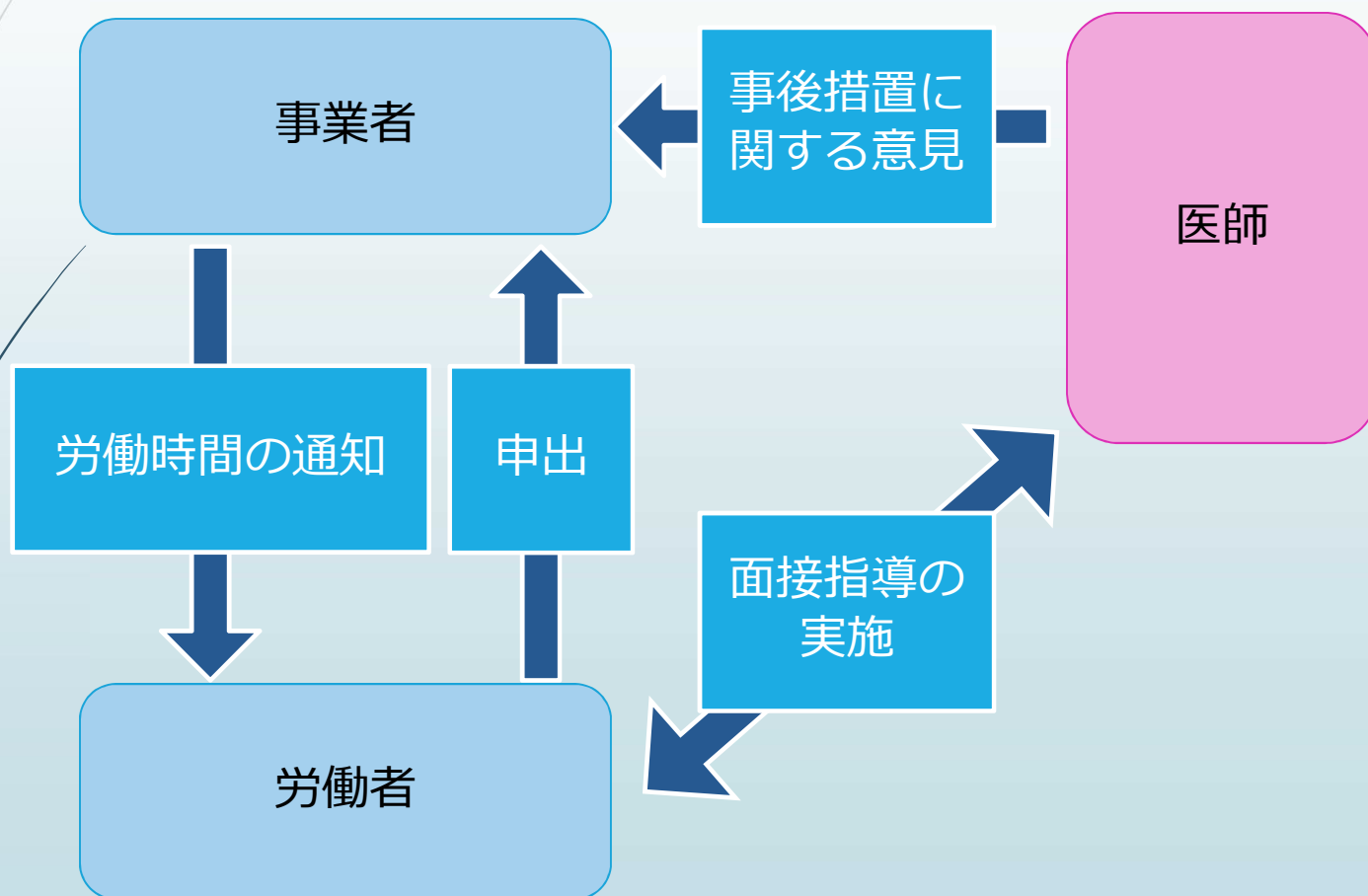
計算式

- 1 か月の総労働時間数－ { (1 か月間の総暦日 ÷ 7) × 40 }

具体例

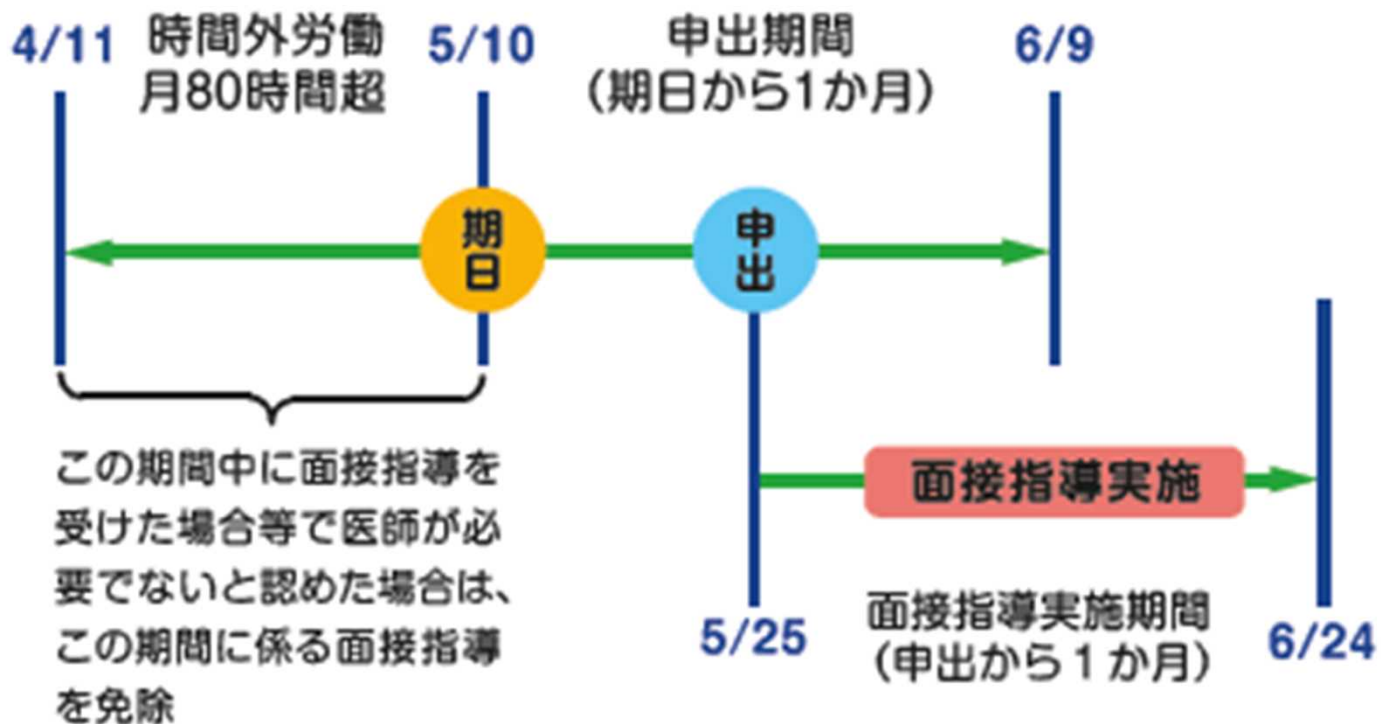
- 1 か月の間の総暦日：31日
- 総労働時間数：200時間
- $200 \text{ 時間} - (31 \text{ 日} \div 7) \times 40 \div 22.8 \text{ 時間}$

長時間労働者への医師による面接指導制度について



申出の手続きの参考例について

面接指導の申出期間・実施期間について（毎月10日メの場合）
例）5月10日期日の場合



申出の手続きの参考例について

労働安全衛生法第66条の8の 面接指導に係る申出書

令和○年○月○日

事業者 職氏名 殿

所属 _____

氏名 _____

私は労働安全衛生規則第52条の2第1項に
定める者に該当する者として、下記のとおり
面接指導を受けることを希望します。

記

1. 面接指導を受ける医師（いずれかにチェック）

- ☐ 会社が指定する医師
- ☐ 自分が希望する医師

2. 面接指導を受ける日時

令和 年 月 日 時～ 時又は
令和 年 月（初・中・下旬）

3. 面接指導を実施するにあたり配慮を求める事項

医師のご案内について

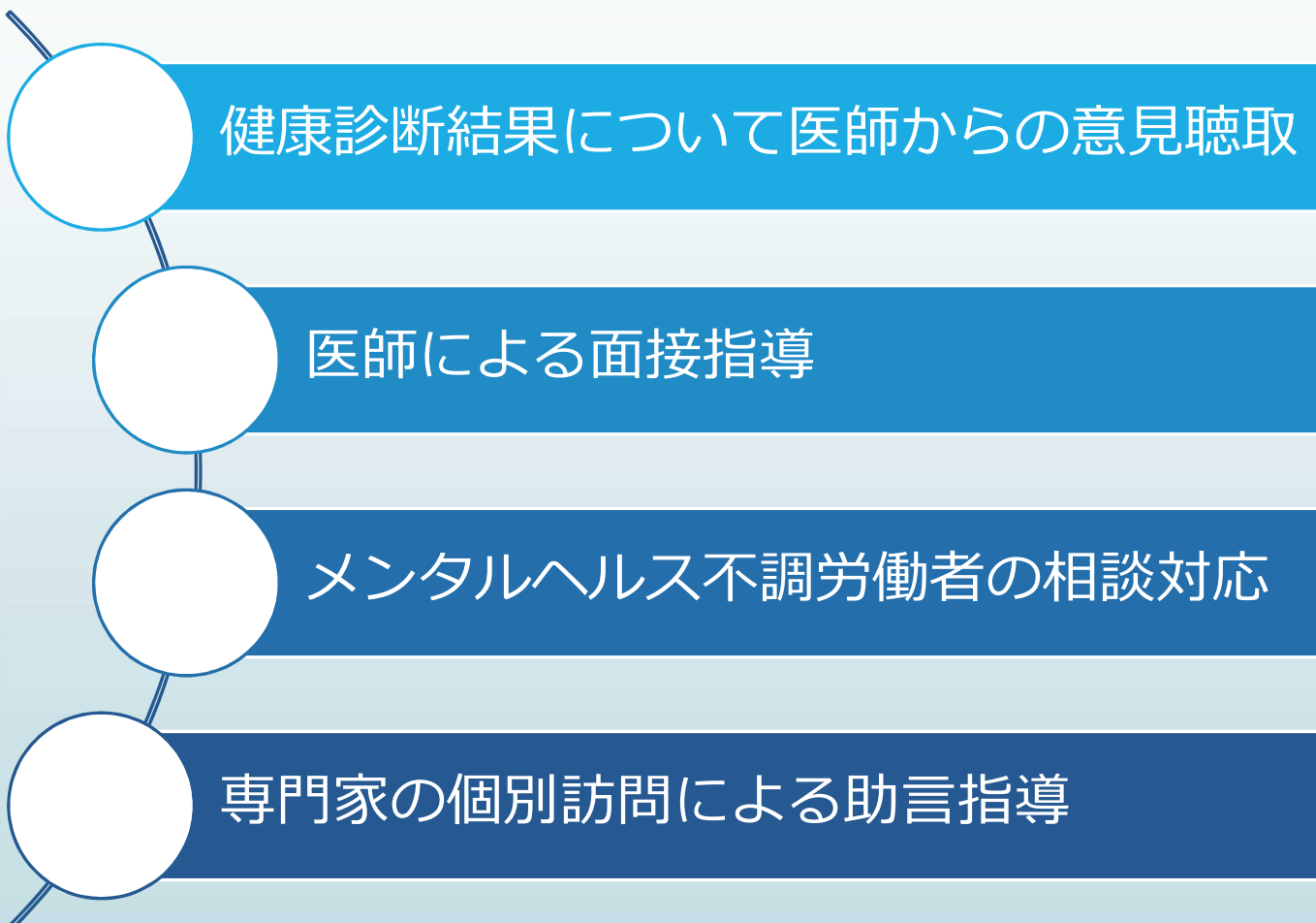
労働者50人
以上の事業場

- 産業医を選任

労働者50人
未満の事業場

- 産業医を選任
- 地域産業保健センター（無料）を活用

地域産業保健センターのご案内



健康診断結果について医師からの意見聴取

医師による面接指導

メンタルヘルス不調労働者の相談対応

専門家の個別訪問による助言指導

産業医制度の見直しについて

1

- 健康診断等で医師からの求めがあった際、労働者の業務に関する情報提供

2

- 時間外・休日労働時間数が100時間を超える労働者について、産業医への情報提供

3

- 産業医の巡視の頻度の軽減（必要な情報を提供した場合、1か月に一度から2か月に一度）

ご清聴ありがとうございました。